

外国人労働者の健康管理に係る現状と法的課題

The Current Status and Challenges of Health Management for Migrant Workers in Japan

Overview of the symposium: Summary of the presentation and discussions

座長 (Chairman)

日本赤十字看護大学 吉川 悦子

Japanese Red Cross College of Nursing Etsuko Yoshikawa

座長・演者 (Chairman・Speakers)

ヤマハ発動機株式会社 内野 文吾

Yamaha Motor Co., Ltd Bungo Uchino

[要約]

本シンポジウムは、日本における外国人労働者の健康管理に関する現状と法的課題について、産業保健と法的な視点から、多面的かつ実効的な議論を深める機会にしたいと考え、企画されたものである。大企業における外国人労働者の健康管理、外国人労働者の労災相談を通じた現状と課題、中小企業における外国人労働者の健康問題と法的課題について3名のシンポジストに報告いただき、その後、座長・登壇者らが中心となり意見交換し、議論を深めた。

[キーワード] 外国人労働者, 産業保健, 法的課題, 技能実習生, 労働災害

[Abstract]

This symposium was planned with the intention of providing a multifaceted and practical discussion on the current status and legal challenges of health management for migrant workers in Japan. Three speakers gave presentations on issues related to health management of migrant workers in large enterprises/ small and medium-sized enterprises, challenges through consultation on work-related accidents for migrant workers including foreign skilled interns. Following the presentations, the moderator and speakers took the lead in facilitating a discussion and exchange of opinions, further delving into the topics.

[Keywords] Migrant workers, occupational health, legal issues, foreign skilled interns, work-related accident

趣旨説明

日本で働く外国人労働者数は、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症まん延による影響を受けながらも増加傾向にある。2022年10月末時点での外国人労働者数は1,822,725人であり、届出が義務化された2007年以降、過去最高を更新した¹⁾。外国

人労働者数の算定根拠となっている外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき実施されている。この集計結果を概観すると、外国人労働者の置かれている状況を推測することもできる。例えば、国籍別の外国人労働者数を

みてみると、ベトナムが最も多く462,384人（外国人労働者数全体の25.4%）、次いで、中国385,848人（21.2%）、フィリピン206,050人（11.3%）の順となっている¹⁾。数年前までは、歴史的な背景もあり、中国人労働者が多くを占めていたが、ベトナムからの技能実習の受け入れの急増により、外国人労働者数の割合にも変化がみられている。また、外国人労働者の就労先の特徴をみると、製造業が最も多く485,128人（26.6%）、30人未満の小規模事業場で就業する外国人労働者が多い（651,644人、35.8%）こともあげられる¹⁾。従前からの就労先として多かった製造業に加えて、建設業や医療、福祉分野の外国人労働者構成比も増加しており、業界の人材不足を反映する形で、今後、これらの産業分野の外国人労働者数増加が見込まれる²⁾。

外国人労働者増加の背景には、少子高齢化の急速な進行が招いた生産年齢人口減少が挙げられる。日本政府は外国人労働者をはじめとして、女性や高齢労働者の活用等、労働力人口の不足を補うべく様々な政策を展開しているが、すでに一部の業種や地域では深刻な人手不足に陥っている³⁾。外国人労働者の雇用促進は日本経済・地域社会の維持のために喫緊の課題である一方で、外国人労働者の課題として低賃金・雇用継続の不安定さ、社会保障制度、差別やハラスメント、言葉や文化の違いによる教育・訓練機会の制限等が指摘できる。加えて、出入国管理体制や外国人住民票制度等も含めると問題が山積している^{4,5)}。

日本の基盤を揺るがす人口減少という社会課題を踏まえれば、外国人労働者が安全・健康で豊かに暮らす生活基盤を整備・充実させることは、持続可能な社会を構築する上でも待ったなしで取り組むべき課題である。以上のような現状と課題提起から、本シンポジウムは、外国人労働者の健康管理に係る現状と法的課題について、医学と法学、理論と実務の両面から多面的かつ実効的な視点で議論を深める機会にしたいと考え企画した。本原稿は、開催されたシンポジウムの趣旨や発表内容の概要を、当日の議論とともに記述したものであり、趣旨説明においては一部、学術大会抄録集と重複している。

講演要旨

次に、3人のシンポジストの発表内容について紹介する。

1. 大企業における外国人労働者の健康管理の実際と課題（内野文吾氏）

内野氏の所属するヤマハ発動機株式会社では、多国籍の外国人が様々な職種で多数勤務している。その経緯として、海外進出を始めて間もない1980年代から現地監督職の教育指導のために日本で研修を行う制度があったこと、海外売上比率が9割を超える特別な状況下で、海外の生産拠点での品質維持向上のため多くの製造技術者の育成の必要があったこと、その背景には海外に駐在して指導を行うための日本の人材不足があったことが説明された。大企業での外国人労働者管理の立場から、日本人と区別せず産業保健サービスの提供を行うための実務上の取り組みについて紹介が行われた。日本のような健康管理の制度を持つ国は他にないため、現地での健診結果の取得から日本での就労判定を円滑に進めるためのガイドラインを策定し運用が開始されたという。策定の背景として、過去の海外研修生の受け入れでは結核などの感染症をはじめ、重症糖尿病やメンタルヘルス不調まで様々な健康問題への対応に苦慮した経験があった。その一例として、雇入れ時健診にて結核が判明した事例が紹介された。確定診断までの経緯、受け入れ職場の理解を得るための丁寧な説明、治療と研修の両立のために職場監督者にも協力を求めて対応、結果として研修を中断することなく研修を修了して帰国できたことが報告され、産業保健職の積極的な関与が無ければ研修継続は困難であった可能性が指摘された。十分なスタッフが常駐する大企業の強みであるが、わが国では中小事業場に勤務する外国人労働者が多数である実状をふまえると、会社規模に関わらない産業保健サービスへのアクセス向上が喫緊の課題であり、これは外国人労働者への対応に限らず、産業保健制度の課題がここでも浮き彫りになったと説明された。入念な準備を重ね受け入れを進めても一定の頻度で健康問題への対応は必要となるが、日本においては外国人の医療機関受診は簡単ではないことも外国人労働者の健康問題対応を難しくしている一因であるとの意見で

あった。最後に、会社の所在地である静岡県磐田市の外国人市民の地域的特徴が紹介され、5%を超える高い割合、永住者・定住者が多く児童・生徒の教育問題の存在、中高年の増加から高齢化が進行しているとのことで、近い将来の日本における外国人市民の課題を示唆していると報告された。今後も、外国人労働者にとって安全で健康に働ける環境の実現に向け、大企業が率先垂範となるよう取り組んでいきたいとの抱負で結んだ。

2. 外国人労働者の安全と健康問題の取り組みと課題 (飯田勝泰氏)

飯田氏が所属する(特非)東京労働安全衛生センターの活動の柱である、①労災職業病に関する相談活動、②中小事業場での安全衛生の支援活動、③安全衛生に関する教育研修・調査活動を通して接した、外国人労働者からの労災相談の事例や生活と権利のための外国人労働者1日行動での活動等について紹介がなされた。

1980年代以降に急増したニューカマーと呼ばれる外国人労働者の不法就労問題や労働条件・労働環境の改善に向けた取組などの支援を皮切りに、その後変遷を遂げていく外国人労働者の「声なき声を聞く」地道な活動について報告があった。1991年に全国労働安全衛生センター連絡会議が発表した『外国人労働者の労災白書』⁶⁾の中に掲げた「いのちと健康の差別は許さない」の理念のもとに、雇用先企業や行政と交渉を重ね、労災対応を突破口として、外国人労働者が解雇や賃金不払いなどの不当な権利侵害に対しても立ち向かえる道を切り開いてきた活動が語られた。日系ラテン系アメリカ人がリーマンショックを契機に大量派遣切りにあった際は、解雇撤回を求めた労働争議を支援し、また、外国人支援ネットワークを結成するなどして、徐々に活動の幅を広げていったこと、外国人労働者の雇用と生活を守っていくためには、東京労働安全衛生センターのようなNPO法人のみならず、地域ユニオン等の労働組合やカトリック系支援団体などの外国人労働者を支援する多層の関係者・組織が有機的に連携することの重要性が挙げられた。その後、2000年代初めから始まった外国人技能実習生の労災問題や国連からの勧告と各国から批判を受けている人権侵害

ともいえる過酷な労働条件や労働環境に対する是正に向けた取組等、未だ解決されていない法的課題について解説がなされた。あわせて、多言語による安全衛生対策の教材、アクションチェックリストを活用した職場環境改善の取組事例について具体的な実践例が紹介された。一方で、外国人労働者に対する職場のハラスメントや外国人技能実習生が石綿除去作業に従事している例など危険有害業務に従事した外国人労働者の帰国後の対応等の課題に対する法的整備が不十分である事等の問題提起があった。外国人労働者の安全衛生教育や定期健康診断、ストレスチェック制度等をはじめとした産業保健施策を外国人労働者が理解・活用しやすいように整えていくことは喫緊の課題とし、外国人労働者とその権利を享受する主体となるような制度設計が必要であることが述べられた。

3. 中小企業で雇用される外国人労働者の健康問題とその法的課題(森松嘉孝氏)

冒頭、技能実習生が脳動静脈奇形や左肺葉内肺分画症と診断され治療を要した事例が紹介され、治療に要する費用は雇用会社が加入している健康保険や技能実習生総合保険でカバーされるものの、手術費用や帰国費用、帰国後の医療費は総合保険等では補償がなされないこと、受診や通院は雇用されている会社や監理団体の理解やサポートが必要であったことなどから、技能実習生の医療受診における困難について、①症状が悪くなってからでない受診しない、②会社や監理団体のサポートがない受診できない、③疑問や不満があっても確かめることができない、④仕事や同行者の都合を優先させ受診を控えてしまう⁷⁾、の4つに整理して話題提供がなされた。

このような不安定な環境に置かれる技能実習生のメンタルヘルスはネガティブな影響を受けやすく、技能実習2年目にメンタルヘルスや睡眠の状況が最も悪く、特に金銭の悩みと不眠の状況との関連が強かったという調査結果が紹介された⁸⁾。また、近年増加傾向にある介護分野での技能実習生のメンタルヘルスに関する横断調査結果もあわせて紹介され、調査対象21名の内4名が高ストレス者に該当し、重度のメンタルヘルス不調となっている可能性や不眠尺度得点など有意に高いことが示された⁹⁾。

最後に、結核性髄膜炎罹患未申告を理由に契約解除されたベトナム人技能実習生の事例が紹介された¹⁰⁾。1回目の技能実習後に母国で結核性髄膜炎を発症・治療中であったが、再実習を行うために日本に再来日する際に事業所に治療中であることを申告しなかった事例である。この事例では、その後の会社での健康診断時に罹患していることと投薬中であることが判明したため、医療機関を受診した。医療機関の見解としては、定期的な通院と内服継続が必要であることと、仕事に関しては「就業可能、ただし加療中は時間外労働禁止が望ましい」であったが、再来日時の虚偽申告を理由に一方的に実習終了が告げられ、ベトナムへ帰国となった。この事例における法的課題について、労働契約法や労働基準法などを示しながら解説がなされ、技能実習生の意思に反して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行ったことの資料を添えて届け出る義務があったのではないかと述べられた。技能実習生を含む外国人労働者を、単なる安価な労働力としてみるのではなく、ともに職場で働く仲間としての配慮や理解、また人権保護の面からも、さらなる対応が必要であると結んだ。

討論要旨

総合討論では、現状の問題点の解明と課題の抽出に向けて、座長とシンポジスト、シンポジスト相互で質疑応答や意見交換がなされ、議論を深めた。

医療機関等において、診断次第では強制帰国になるかもしれない技能実習生が受診した際の対応等について意見交換がなされ、関係各所との緊密な連携、具体的には外国人労働者を支援するNPO等の支援団体との連携によって強制帰国を阻止することができた事例などが共有された。

外国人労働者が多く働く職場で労働衛生教育や職場環境改善などに取組む場合、母国語での教材作成などの準備が想定されるが、これ以外にどのような配慮や工夫が必要であるか、そのような取組みへの外国人労働者への関わりについて、イラストや写真を使って視覚的にわかりやすくすること、グループ討議などを取り入れなるべく外国人労働者の意見やアイデアを吸い上げていくこと、そのような場や機会を通して考えられることは、外国人労働者は脆弱

で助けが必要な存在ではなく、安全で働きやすい職場づくりを共に支える仲間としてみていくことが重要であることについて意見交換がなされた。

外国人労働者が安全に、安心して働くことができる多文化共生社会の実現のために、互いを認め合い、理解し合う重要性や人権確保の観点からも法整備を進めていく必要性について再認識した。地域社会の構成員として、ともに暮らしていく姿勢が私たち日本人に求められていること、また働く人々の健康と安全を守る産業保健専門職として、医療機関で外国人労働者の診療や看護を提供する医療従事者として、地域での外国人労働者の生活を支える支援関係者らが外国人労働者の基本的人権としての安全・安心して働く権利をともに守っていくために、それぞれの立場でできることを積み上げていくことが大切であると考えた。

引用文献

- 1) 厚生労働省. 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和4年10月末現在).
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30367.html. (アクセス2023年12月20日)
- 2) 厚生労働省. 令和5年厚生労働白書.
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22-2/dl/all.pdf>. (アクセス2023年12月20日)
- 3) 厚生労働省. 令和元年版厚生労働白書「第Ⅱ部人手不足の下での「働き方」」.
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/19/dl/19-1-2.pdf>. (アクセス2023年12月20日)
- 4) 井口 泰. 外国人労働者問題と社会政策. 社会政策. 2016; 8(1):8-28.
- 5) 嵩 さやか. 外国人労働者と社会保障制度の課題. 日本労働研究雑誌. 2022; 64(7):55-65.
- 6) 全国労働安全衛生センター連絡会議. 外国人労働者の労災白書. 海風書房, 現代書館, 1992.
- 7) 堀本 知春, 上杉 裕子. 在留ベトナム人技能実習生の医療受診における困難. 国際保健医療. 2022; 37(1):1-9.
- 8) 森 美穂子, 森松 嘉孝, 石竹 達也. ベトナム人技能実習生の技能実習経験年数による睡眠への影響. 産業衛生学雑誌. 2022; 64(臨増):p466.
- 9) 森 美穂子, 森松 嘉孝, 佐藤 祐佳, 久篠 奈苗, 石竹 達也. 介護分野のインドネシア人技能実習生の睡眠やストレス, メンタルヘルスに関する横断調査. 第32回日本産業衛生学会全国協議会講演集. p256.
- 10) 森松 嘉孝, 森 美穂子, 小笠原 尚之, 石竹 達也. 結核性髄膜炎罹患未申告を事由に契約を解除されたベトナム人技能実習生. 社会医学研究. 2021; 38(1):68-72.